

掛川市浄化槽設置工事施工基準

(基準の適用)

第1条 この基準は掛川市浄化槽設置事業費補助金を受けて設置される浄化槽の設置工事に適用する。

(工事の施工)

第2条 浄化槽の工事は、浄化槽工事の技術上の基準及び浄化槽の設置等の届出に関する省令（昭和60年9月27日厚生省・建設省令第1号）に定めるもののほか、次の各号によらなければならない。

- ① 工事あたっては、浄化槽設備士が工事を実地に監督するか、又は自ら工事を行うこと。
- ② 基礎工事は碎石・栗石地業及び基礎コンクリートを打った後、十分に養生期間をとること。
- ③ 本体の据え付け時には水張りを行い、水平を保ちつつ、水締め及び突き固めをすること。埋め戻しには石などが混入していない良質な砂を用いること。
- ④ マンホールの嵩上げは維持管理を考慮し30cm以内とすること。
- ⑤ 流入管きよ及び放流管きよの勾配は、1/100以上とすること。
- ⑥ 放流口と放流水路の水位差を適切に保ち、放流水が逆流しないようにすること。
- ⑦ 生活排水は全て浄化槽に流入させること。
- ⑧ 雨水や工場排水等は浄化槽に流入させないこと。
- ⑨ 各排水が屋外に出た起点、屈曲点及び落差のある所、2系統以上の合流点、管きよの内径の120倍を超える直線部分には升を設置すること。
- ⑩ 升は全て雨水等が入らないように密閉できる蓋のついたインバート升とし、内径が15cm以上の円形又は角形とし、堅固で耐久性及び耐震性があること。
- ⑪ 最上流部の管きよの土被りは10cm以上とすること。
- ⑫ 流入管きよ、放流管きよ及び空気配管の上部に車両等の通行がある場合はコンクリート等により補強を行うこと。
- ⑬ 浄化槽本体の上部には、鉄筋コンクリートスラブを打設すること。（自動車等が乗る場合は浄化槽に影響がないよう注意すること）

(施工の確認)

第3条 工事施工者は、次の各号に掲げる写真を浄化槽工事写真帳として纏め、チェックリスト等とともに準備し、掛川市職員による完了検査を受けなければならない。

- ① 浄化槽設備士が正面を向いて浄化槽法第30条に規定する標識を掲げ工事を行う場所を背景に移っている写真。
- ② 幅、長さ、深さがスタッフ等により確認できる掘削完了写真。
- ③ 基礎材投入後、機械転圧中のもので基礎厚が確認できる碎石・栗石基礎の写真。
- ④ 打設厚が確認できる打設中のコンクリート基礎の写真。
- ⑤ 浄化槽本体搬入状況（型式が写っていること、搬入車による機械吊り搬入状況）、据え付け状況（水張り水平確認状況）、埋戻し状況（中断での突き固め及び水締め状況並びに完了後の全景）写真。
- ⑥ 型枠布設後、配筋（スペーサーを設置）のピッチがわかるコンクリート打設前の上部スラブ配筋状況写真。
- ⑦ スラブ厚が確認できる上部コンクリートスラブの全景写真。
- ⑧ 嵩上げを行った場合は、嵩上げ厚がわかる状況写真。（スケールをあてること）
- ⑨ ブロワー設置状況写真。（アースの設置が確認できること）
- ⑩ 埋戻し前の流入部分の配管布設及び升設置状況写真。
- ⑪ 竣工写真。（浄化槽設備士が写っていること）

(その他)

第4条 本基準に定めのない事項又は本基準に疑義の生じた時は、必要に応じ市へ協議し指示を受けること。